

交 捜 第 134 号

平成20年4月28日

埼玉県警察本部長

交通事故に伴うレッカー車等使用（借上げ）料の取扱いについて（通達）

（概要）

本通達は、交通事故に係る事故車両の移動に関し、

- 適用事案
- 移動範囲
- 手続き

等について定めている。